

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、顧客、株主、取引先、社員、社会というすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることが企業価値を持続的に向上させていくことにつながると考えております。そのためには、経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに対する取り組みが極めて重要であると考えております。

そのため、当社は、社員全員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「企業行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。

また、当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営および責任体制の確立を図っております。

さらに、経営の透明性を確保するため、監査役会による取締役会の業務執行ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させ、迅速かつ適切な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則4-1-2 中期経営計画〕

当社は現在、中期経営計画は方針のみ開示し、数値目標は開示していませんが、単年度では、当該期初に業績予想を開示し、予想数値との乖離が生じた際は、詳細な要因分析を行い、次期以降の計画に反映しております。

〔補充原則4-10-1 取締役の選任・報酬などの重要な事項に関する検討にあたり独立社外取締役の適切な関与・助言〕

取締役の選任・報酬等の重要な事項を検討するにあたり、現在は独立社外取締役の関与および助言は得ておりませんが、今後、より透明性を確保できるような体制構築に向けて取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1-4 いわゆる政策保有株式〕

当社の政策保有株式にかかる基準については次のとおりであります。

- (1) 政策保有目的による株式については、原則としてこれを保有しない。
- (2) 今後、持続的な企業の向上に資する案件が出てきた場合には、そのリスクとリターン等に関する十分な議論に加え、保有の目的を明確化させたいと、取締役会の決議を経て判断をする。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社は、原則、当社取締役が利益相反取引を行ってはならない旨を「役員規程」で定めております。

万が一、関連当事者間の取引があった場合、取締役会の決議事項につき特別の利害関係を有する者は当該決議から除外し、その取引実績については関連法令に基づき適時適切に開示してまいります。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

企業理念、経営戦略については、当社ホームページに掲載しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の1. 1. 「基本的な考え方」をご参照ください。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書2の1. 機関構成・組織運営等にかかる事項〔取締役報酬関係〕「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役・監査役候補者については、代表取締役が各方面より意見を聞き、業績、人格、識見等を総合的に勘案したうえで、その責務にふさわしい人物を選定し、結果について株主総会および取締役会の審議を経て決定しております。

なお、新任の執行役員については、取締役による推薦、現任の執行役員については、これまでの業績評価等を踏まえ、代表取締役が候補者を取締役会に推薦し、取締役会において選任しております。

5. 取締役会が上記4. を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任についての説明

社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については、当社のホームページに掲載している「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

<https://www.escri.jp/ir/shareholders/>

〔補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務〕

当社は、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に定めた経営にかかわる重要事項について、取締役会において審議し、意思決定をしております。

また、重要性に応じ具体的な付議・報告基準を定めた「経営会議規程」を定め、重要課題の審議の充実化および迅速化を図り、適正な意思決定に努めております。

なお、社内における職務権限、職務分掌等についても規程に定めており、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

〔原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しております。
上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しております。

〔補充原則4－11－1 取締役の選任に関する方針・手続き〕

取締役の選任に際しては、取締役会全体としての、知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、十分議論のうえ、最終的に取締役会および株主総会で審議し決定しております。

〔補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任の状況〕

社内役員については、他の上場会社役員の兼任はありません。
また、社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書を通じ毎年開示を行っております。
なお、社外役員の兼任状況は取締役会または監査役会のために必要となる時間と労力から見て、合理的な範囲にあると考えております。

〔補充原則4－11－3 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示〕

当社の取締役会の運営状況は次のとおりであり、実効的に運営されていると考えております。

- ・原則1回/月以上開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議している。
- ・資料については、開催日の3営業日前までに配布するものとし、取締役会では十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っている。
- ・様々な経験を持つ取締役および企業経営に関する豊富な経験・知識を持つ社外取締役により経営課題を多角的な視点から検討している
- ・より戦略的な議論を行うべく、適宜、取締役会で決議すべき事項を見直している。
- ・決議した案件の経過・結果の報告を行い、取締役の職務執行状況を監督している。

〔補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング〕

取締役および監査役には、求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に果たしうる人物を、また、特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。
なお、必要に応じ、適宜、取締役、監査役および次世代経営幹部に対するコンプライアンス研修等の研修機会を提供してまいります。

〔原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針〕

「IR活動の基本方針」として、HP上に以下の方針を掲載しております。

当社に関する情報を公平かつタイムリーに提供し続けることをIR活動の基本方針としています。これらの活動を通して、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを図り、健全な企業経営の実現、株主価値の最大化を目指してまいります。また、株主との対話については、管理本部を管掌する取締役を、IR担当取締役としており、個別面談を含めた積極的な対応をしております。

更に当社の情報を多くの方々へ届けるために、アナリスト向けの説明会を開催しております。

<https://www.escrip.jp/ir/disclo/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ブロックス	3,050,000	25.46
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,306,988	10.91
岩本 博	1,022,300	8.53
吉岡 裕之	587,000	4.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	480,200	4.00
INTERACTIVE BROKERS LLC	292,100	2.43
株式会社SBI証券	272,300	2.27
志野 文哉	253,500	2.11
株式会社SHIBUTANIホールディングス	250,000	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	224,600	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
後藤 健	他の会社の出身者											
木村 喬	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 健	○	SBIインベストメント株式会社取締役執行役員副社長	経営者としての豊富な知識と経営支援を推進してきた実績から、取締役として適任であると判断し、選任いたしました。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件をみたしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

木村 喬	○	やまと税理士法人代表社員 株式会社ベルウェザー代表取締役 やまと監査法人代表社員 フィンテックグローバル株式会社社外取締役	公認会計士ならびに税理士として財務、会計および税務に精通しており、企業経営に関して有益な助言をいただくことが当社経営の強化につながるため、取締役として適任であると判断し、選任いたしました。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件をみたしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

さらに、監査役、会計監査人および内部監査室による四半期毎に定期的な会合の開催により、監査の実効性および効率性に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中山 寿英	公認会計士													
吉澤 尚	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

中山 寿英		----	公認会計士ならびに税理士として財務、会計および税務に精通しており、その経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断して選任しております。
吉澤 尚		----	弁護士として商取引一般および企業法務に関する相当程度の知見を有しており、その専門的見地を当社の監査に反映することが、当社に有益であると判断して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役が当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ること、および取締役の職務執行に対するインセンティブを高めるため、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

- ・第7回新株予約権(2011年8月15日付与)
対象者: 取締役1名、従業員34名
付与数: 270,000株(未行使分4,800株)
 - ・第10回新株予約権(2014年7月18日付与)
対象者: 従業員29名
付与数: 150,000株(未行使分12,000株)
 - ・第12回新株予約権(2016年3月28日付与)
対象者: 取締役1名、従業員41名
付与数: 33,000株(未行使分16,800株)
- ※ 上記は、提出日直近月末(2018年6月末日)現在において、行使期間が終了していないものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役および社外取締役の別に各々総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、株主総会で決議された年間報酬限度額内において、取締役会での決議により決定しております。算定の方法については、従業員給与最高額を基準額として、役員報酬内規において定めた基準に基づき、役位別上限基準倍率を定め、基準額に上限基準倍率を乗じたものを上限額としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、管理本部が取締役会の議題の事前通知等を通じて事前確認事項に対応し、取締役会決議が円滑に遂行できる体制を構築しております。

また、社外取締役は管理本部、社外監査役は内部監査室を窓口として、必要な社内情報を適宜入手しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、取締役4名のほか監査役3名が出席し、法令、定款および諸規程に基づき、経営方針の決定、経営に関する重要事項の決議および業務の進捗状況の報告を行っております。

2. 執行役員

当社は、執行役員制度を導入し、取締役による「意思決定・監督機能」と執行役員による「業務執行機能」を分離することで、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

3. 経営会議

経営会議は、毎月2回開催し、社内取締役、社内監査役が出席して法令、定款および諸規程に基づき重要事項の審議および業務の進捗状況の報告および確認が行われております。

4. 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役(うち常勤監査役1名)で構成しております。監査役は取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用人との面談および各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の業務執行について監査を行っております。

5. 会計監査

有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けており、2009年10月15日開催の株主総会において同監査法人を会計監査人として選任いたしました。また、通常の財務諸表に対する会計監査に加え、内部統制の整備・運用・評価についても随時指導・助言を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

指定有限責任社員業務執行社員 篠原 孝広

指定有限責任社員業務執行社員 高橋 篤史

また、当社の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、会計士試験合格者2名、その他13名であります。

6. 内部監査室

全部門を対象に会計監査および業務監査を実施しており、内部統制の有効性および業務の執行状況について、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名の監査役が、取締役の職務執行を監査しております。

当社の取締役は、社内取締役2名、社外取締役2名(独立役員)の計4名となっております。

迅速な経営判断ができるよう少人数で構成しているとともに、社外取締役も選任されていることにより、全社の経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で、幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制が構築されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第15期定時株主総会においては、事前の情報収集において、集中日とされる2018年6月29日の開催を避け、2018年6月20日の開催を行いました。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるよう、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家の皆様の利便性向上のため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類につきまして、英文でも作成し、議決権電子行使プラットフォーム等に掲載することで、海外の投資家の皆様に提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社に関する情報を公平かつタイムリーに提供し続けることをIR活動の基本方針として、ディスクロージャー・ポリシーを制定し、公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則半期毎に、年2回の決算説明会を開催する予定です。 また、これらの説明会以外に、アナリスト・機関投資家への個別訪問を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示の公平性を重視し、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等を迅速に当社ウェブサイトに掲載しております。 また、決算説明会のプレゼンテーション資料を掲載し、個人投資家の皆様にも情報が伝わるよう、配慮をいたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は、管理本部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに、正しい理解と信頼関係、評価を得られるよう、当社の業務結果や財務状況、経営戦略などに関する情報を公正かつわかりやすく提供することをIR活動に関する基本方針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業が健全に継続・発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観をもち行動することが必要不可欠であると認識し、法務省令で定める体制の整備に向けた基本方針として以下のとおり定める。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- (6) 取締役および使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「社内通報規程」に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、人事総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役等で構成する「経営会議」で審議、検討および情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性および効率性の確保に努める。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会または経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制およびリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応およびリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
- (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令および定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、社内通報制度を整備する

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

- (2) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況および業務の状況を監査役に報告する。さらに、内部通報があった場合、社内通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査役に報告する。

- (3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

- (4) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

- (5) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとする。会計監査人および管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。

(2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理および遵守指針としての行動指針を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。

社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を設け、マニュアルの整備および周知徹底ならびに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会および管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制となっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

報告日現在、買収防衛策を導入しておらず、また、その計画もございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

1. 適時開示に対する基本方針

当社は、「投資家への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものである」ということを認識し、投資家に対し、会社法、金融商品取引法、その他の法令および株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、適時、適切な情報開示を行うことを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は、適時開示およびインサイダー情報の管理・統括担当部門を人事総務部と定め、適時開示責任者である管理本部担当取締役の指示のもと、当該部署が開示を行います。

また、当社では人事総務部が社内の各部門との連携により、適切な情報収集と分析を行い、会社として適切な判断の上で開示を行うために、情報を「決定事実に関する情報」、「発生事実に関する情報」、「決算に関する情報」、「その他の情報」に区分し、情報の発生から開示に至る事務フローを明確化しています。

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する重要事項の決定機関は、取締役会であります。

当社は、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。重要事項を決定した場合、適時開示責任者が適時開示規則に従い代表取締役等と開示の必要性を協議し、開示を要する場合にはすみやかに担当者が公表資料を作成し、取締役会の決議を受け、株式会社東京証券取引所が提供する「TDnet（適時開示情報システム）」（以下、「TDnet」といいます。）へ登録し公開した後、当社コーポレートサイトに掲載いたします。

当該事実発生時において適時開示責任者が不在の場合は、代表取締役と担当者が、代表取締役に事故ある時は取締役会議長の代行順位をもって他の取締役と担当者が、適時開示規則に従い、開示の必要性を協議した後、取締役会の決議を受け、同様のフローで公表いたします。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報については、当該事実が発生したことを認識した部門の部門長は、直ちに適時開示責任者に報告します。

適時開示責任者は必要な情報・資料を収集し事実関係を迅速に把握したうえで、適時開示規則に従い当該情報の開示の必要性を代表取締役等と協議し、開示を要する場合には、取締役および監査役への報告をするとともに、すみやかに担当者が公表資料を作成し、代表取締役の決議を受け、株式会社東京証券取引所が提供する「TDnet」へ登録し公開した後、当社コーポレートサイトに掲載し、各取締役および各監査役に報告をいたします。

また、必要に応じて監査法人、会計監査人および顧問弁護士によるアドバイスを受け、正確かつ公平な情報開示に努めます。

当該事実発生時において適時開示責任者が不在の場合は、当該事実が発生したことを認識した部門の部門長は直ちに代表取締役に報告し、代表取締役は開示担当者に指示をし、必要な情報・資料を収集させ事実関係を迅速に把握したうえで、適時開示規則に従い当該情報の開示の必要性を担当者と協議し、開示を要する場合には監査役会へ報告するとともに、すみやかに担当者が公表資料を作成した後、代表取締役の決議を経て、同様に公表いたします。

なお、代表取締役に事故ある時は取締役会議長の代行順位をもって他の取締役がその任に当たります。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、財務経理部が決算に関する開示書類（決算短信等）を作成し、会計監査人たる監査法人のチェックを経て取締役会にて審議、最終承認を行います。

その後適時開示責任者（不在の場合は代表取締役、代表取締役に事故ある時は取締役会議長の代行順位をもって他の取締役）の指示を受け、適時開示担当者が、株式会社東京証券取引所が提供する「TDnet」へ当該情報を登録し公開した後、当社コーポレートサイトに掲載いたします。また、年度予算の月次進捗状況および業績予想に基づき、開示基準に該当する業績予想の変更が取締役会で決議された場合においても、直ちに同様な開示手続きを行います。